

海津市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成20年12月9日に海津市議会第4回定例会を海津市議場に招集する。

平成20年11月17日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（20名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 山 田 武 君   | 2番  | 堀 田 みつ子 君 |
| 3番  | 西 脇 幸 雄 君 | 4番  | 川 瀬 厚 美 君 |
| 5番  | 森 昇 君     | 6番  | 永 田 武 秀 君 |
| 7番  | 福 井 恭 平 君 | 8番  | 近 藤 輝 明 君 |
| 9番  | 山 田 勝 君   | 10番 | 飯 田 洋 君   |
| 11番 | 服 部 寿 君   | 12番 | 伊 藤 善 朗 君 |
| 13番 | 浅 井 まゆみ 君 | 14番 | 伊 藤 仁 夫 君 |
| 15番 | 松 岡 光 義 君 | 16番 | 水 谷 武 博 君 |
| 17番 | 星 野 勇 生 君 | 18番 | 藤 田 敏 彦 君 |
| 19番 | 渡 辺 光 明 君 | 20番 | 赤 尾 俊 春 君 |

不応招議員（なし）

## 平成20年第4回海津市議会定例会

### ◎議事日程(第1号)

平成20年12月9日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第7号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第9号 平成19年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第77号 平成20年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第78号 平成20年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第79号 平成20年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第80号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第81号 平成20年度海津市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第82号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第83号 平成20年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第84号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第85号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第86号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第87号 海津市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第88号 海津市税条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第89号 中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第90号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第91号 海津市学校給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第92号 海津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第93号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第94号 区域外道路の廃止及び認定の承諾について
- 日程第28 議案第95号 国土利用計画（海津市計画）について
- 日程第29 認定第5号 平成19年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第30 認定第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定について
- 日程第32 認定第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第34 認定第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第37 認定第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第38 認定第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第39 認定第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第40 認定第16号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第41 認定第17号 平成19年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について

◎出席議員（20名）

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 山田武君  | 2番 | 堀田みつ子君 |
| 3番 | 西脇幸雄君 | 4番 | 川瀬厚美君  |
| 5番 | 森昇君   | 6番 | 永田武秀君  |
| 7番 | 福井恭平君 | 8番 | 近藤輝明君  |

|     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 9番  | 山田 勝君   | 10番 | 飯田 洋君  |
| 11番 | 服部 寿君   | 12番 | 伊藤 善朗君 |
| 13番 | 浅井 まゆみ君 | 14番 | 伊藤 仁夫君 |
| 15番 | 松岡 光義君  | 16番 | 水谷 武博君 |
| 17番 | 星野 勇生君  | 18番 | 藤田 敏彦君 |
| 19番 | 渡辺 光明君  | 20番 | 赤尾 俊春君 |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|                              |        |                            |        |
|------------------------------|--------|----------------------------|--------|
| 市長                           | 松永 清彦君 | 副市長                        | 水谷 敏行君 |
| 教育長                          | 平野 英生君 | 総務部長併<br>選挙管理委員会<br>事務局次長  | 伊藤 久義君 |
| 総務部総務課長併<br>選挙管理委員会<br>事務局次長 | 大橋 茂一君 | 総務部財政課長<br>兼海津市民<br>総合窓口課長 | 福田 政春君 |
| 企画部長                         | 横井 五月君 | 企画部次長兼<br>秘書広報課長           | 森 賢一君  |
| 会計管理者                        | 佐藤 博章君 | 産業経済部長併<br>農業委員会<br>事務局次長  | 小野 清美君 |
| 産業経済部<br>商工観光課長              | 菱田 昭君  | 建設部長                       | 大倉 明男君 |
| 水道環境部長                       | 高木 武夫君 | 市民福祉部長                     | 安達 博司君 |
| 消防長                          | 田中 俊澄君 | 教育委員会<br>事務局次長             | 森島 英雄君 |
| 監査委員<br>事務局次長                | 館 尋正君  |                            |        |

◎本会議に職務のため出席した者

|        |       |                    |       |
|--------|-------|--------------------|-------|
| 議会事務局長 | 後藤 昌司 | 議会事務局課長<br>補佐兼議事係長 | 神田 勝広 |
|--------|-------|--------------------|-------|

議 会 事 務 局  
庶 務 係 長      西 村 里 美

◎開会宣告

○議長（服部 寿君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成20年海津市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番 森昇議員、6番 永田武秀議員を指名いたします。

---

◎会期の決定について

○議長（服部 寿君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から12月19日までの11日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

---

◎一般質問

○議長（服部 寿君） 日程第3、一般質問を行います。

通告書を受理した順に発言を許可いたします。なお、答弁者は壇上にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

---

◇ 浅井まゆみ君

○議長（服部 寿君） 最初に、13番 浅井まゆみ議員の質問を許可いたします。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

まず、福祉行政について質問させていただきます。

1点目は妊婦健診についてでございます。

妊婦健診は、出産の際に母体や新生児の命に危険が伴うハイリスク妊娠の早期発見や胎児

の発育異常の診断など大切な役割を担っています。しかし、医療保険が適用されず、1回5,000円から1万円程度と費用負担が重いため、出産間際に初めて産院に駆け込む飛び込み出産が増加し、社会問題化しています。

国は、新経済対策の中で妊婦健診の無料化を14回分助成する方針を打ち出しました。本市では、今年度2回から7回に拡大されたところですが、まだまだ不十分だと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、この国の新経済対策の実施後、本市でも14回まで拡大されるお考えがあるのか、お尋ねします。

次に、介護サービスの充実についてお伺いします。

介護保険の福祉用具購入費や住宅改修費は、限度額内であれば9割が保険から給付され、1割が自己負担となっています。しかし、償還払いでは一時全額を立てかえなければならず、資金面から購入や改修が困難な方もおられます。

そこで、福祉用具購入費や住宅改修費が立てかえをしなくても済むように受領委任払い方式でできないか、お尋ねします。

また、本市において介護保険の総費用は年々増加傾向にあり、今回の補正でも増額される予定ですが、地域包括支援センターを拠点にした介護予防の取り組みは軌道に乗っているのでしょうか。現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目に地球温暖化対策についてお伺いします。

夏場の暑さは年々強まる傾向を見せており、日常生活への悪影響も心配されています。こうした酷暑の影響は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘しています。地球温暖化を食いとめるため、身近なところから環境問題に取り組むことが必要であると考えます。

最近、学校施設や事業所等の屋上緑化や壁面緑化、つまりアサガオやヘチマ、ゴーヤなどの緑のカーテン事業が全国で推進されています。東京都板橋区は緑のカーテンの先進地であり、約50の学校や公共施設が導入しています。日本工業大学の成田教授が昨年、東京都内の小学校で緑のカーテンの有無による違いを調べたところ、窓を閉め切った教室では室内の温度は最大4度の差があるとの調査結果を報告しています。また、公共施設で実施したことによってエアコンなどの電力消費量の削減とともに、職員の環境意識の向上にもつながったということです。

緑のカーテンは、忘れられていた暮らしの知恵であると思います、本市においても学校や公共施設で緑のカーテン事業を推進し、環境を感じ、考え、行動する人づくりを積極的に進め、地球温暖化防止を推進していくべきと考えますが、いかがでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服部 寿君） 浅井まゆみ議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

それでは、浅井まゆみ議員の福祉行政についての御質問にお答えをいたします。

1点目の妊婦健診について、国は新たな経済対策として生活対策を決定し、その中の具体的施策の一つである生活安心確保対策では、妊婦の経済的負担の軽減及び母体や胎児の健康確保を図るため、出産までに必要とされる妊婦健診にかかわる費用を国庫補助と地方財政措置により14回程度の必要な回数分を助成することにより、安心・安全な出産を確保しようとするものであります。

本市においては今年度より妊婦健診の助成を2回から7回分に拡充したところでありますが、このたび国の新経済対策に基づき、各関係機関と連携しながら14回分への拡充に向けて準備をしていきます。

2点目の、介護サービスの充実についての御質問にお答えいたします。

福祉用具購入費や住宅改修費が立てかえをしなくても済むように受領委任払い方式にできないかのお尋ねですが、現在、福祉用具購入費及び住宅改修費の支給については、費用の全額を利用者が一たん支払う償還払いを原則としています。受領委任払い方式にしますと利用者の一時的な負担の軽減となりますが、制度取り扱い事業者の登録及び研修会の開催、制度の申請手続等で介護保険制度に熟知している事業者ばかりではないため、ある一定の業者に仕事が集中する可能性もあり、これらのことを考慮しながら検討していきたいと思っています。

次に、介護予防の現状と今後の取り組みについてのお尋ねですが、包括的支援事業の介護予防ケアマネジメント事業の現状につきましては、基本チェックリストに基づく選定により、生活機能評価受診を受診率を上げるためにも特定健診、すこやか健診と同時実施しております。10月末までに105の方が医師により特定高齢者と判定されております。

11月の初めから包括支援センターの職員が一人ひとりに介護予防教室の案内をさせていただき、参加していただけるよう進めています。教室は1月中旬ごろから開催できるよう準備をしております。

また、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業につきましては、軌道に乗り進んでおります。

要支援1・2の方の指定介護予防支援につきましても、介護予防ケアプランを作成し、毎月訪問して介護予防サービスの適切な利用等をしていただくことができるようにするとともに、提供が確保されるよう関係機関との連絡調整を行い、介護予防の支援を順調に進めてお

ります。

今後の取り組みにつきましても、包括支援センターとさらに密に連携を図りながら、予防事業の円滑な取り組みに向け、地域特性を踏まえて工夫をしながら進めていきたいと考えております。

2項目めの地域温暖化対策についてのお尋ねですが、この地球温暖化問題は人類の未来においても最も重要な問題であると認識しており、この対策には市民一人ひとりが実際に考え、個々にできるさまざまな取り組みについて行動することが何よりの対策であると考えております。

現在、市が取り組んでいます地球温暖化防止対策としましては、市の施設から排出される二酸化炭素の削減を図るための地球温暖化防止計画の策定、レジ袋の有料化の推進、環境家計簿の啓発、地球温暖化防止の出前講座、エコドームでの環境学習会の実施、またエコドームの利用促進によるリサイクル事業の拡大や、ごみ減量などを通じて地球温暖化防止対策に取り組んでいます。

緑のカーテン事業につきましても、議員の御指摘のとおり、地球温暖化防止対策の一つとしてPR効果や学習効果等もあり、有効な手法であると考えておりますので、対策の一つとして市の地球温暖化防止計画に盛り込み、取り組み可能な公共施設や学校施設について各施設の現状や管理経費、影響等の課題を検討し、設置可能な施設の取り組みについては奨励していきたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） それでは、妊婦健診の拡大について質問させていただきます。

国の新経済対策においては妊婦健診14回に向けて、国が2分の1の補助、それから市町村が2分の1でやっていくという方向ですが、他市町ではできない状況もあるということをお伺いしておりますが、本市では前向きにとらえてやっていく方向で進めていかれるということで大変感謝しております。14回にした場合の予算はどれくらいになるのかということ、まず1点目にお伺いします。

それからこの未受診妊婦さんですね、出産間際に初めて産院に駆け込むという駆け込み出産が問題になっておりますが、この未受診妊婦さんは本市においでになるのかということと、また母子手帳の交付件数は何件本年度はあったかということと、それから妊婦さんが里帰りされたときにされる里帰り健診においての本市が契約を結んでおられる医療機関は今どれくらいあるのかということ、この4点、まずお伺いいたします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） まず、妊婦健診の回数を14回にふやした場合、予算でどれくらいの額になるかということでございますけれども、従来どおりでございますと1,050万ほどの予算の額になります。これを14回にふやしますと2,310万といったようなことで、1,260万ほど予算の増となります。

次に未受診の妊婦さん、駆け込み出産の方でございますけれども、当市においては今のところございません。

次に母子手帳の交付件数でございますが、昨年度、19年度においては218件ございました。今年度におきましては、11月末までで186件、3月までに250から260になるのではないかと、いうふうに想定をしております。

次に、里帰り出産の方に対する助成の契約をいただいております産科医さんでございますけれども、愛知県、三重県がメインでございますが、32件でございます。遠くでは静岡と茨城で各1件ずつといったような状況になっております。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[13番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ議員。

○13番（浅井まゆみ君） それでは、次に介護サービスの充実についてお伺いします。

事業者の周知徹底ができない限り、ちょっと今のところ無理というお話でございますが、この福祉用具、住宅改修の今年度の利用者ですね、何件ぐらいあるのかということと、それから要介護・要支援者は前年度と比べてどれくらいふえているのかということと、あと地域包括支援センターを各町ごとに配置することは可能なかどうか、3点お尋ねします。

○議長（服部 寿君） 安達市民福祉部長。

○市民福祉部長（安達博司君） まず福祉用具の助成でございますけれども、こちらの方は昨年は115件ございまして、今年度、9月末決定分までで59件、次に住宅改修でございますが、前年度は83件、今年度9月決定分まで50件といったようなことで、昨年より若干多くなるのではないかと想定をしております。

次に介護認定者の件数は、第3期の計画が平成18年からスタートしてございまして、そのときに1,205名の方で、3期の最終年度に当たります今年度、10月末までで1,354人といったようなことで、149名、認定者がふえておるといったような状況でございます。

次に在宅介護支援センターを旧各町ごとに設置できないかといったようなことでございますけれども、まずこの設置の仕方でございますけれども、人口2万から3万人に1カ所が想定されるといったようなことでスタートしてございます。しかし、これはあくまでも目安といったような状況でございます。そういったことから海津市におきます日常生活圏域、こう

いった状況も勘案しまして当面は1ヵ所で事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） それでは、次に緑のカーテン事業についてお伺いします。

現在のところ、学校ではどことどこがやってみえるのか、あるところがありましたらお教えください。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 浅井議員の再質問についてお答えいたします。

実績でございますが、公共施設の中では学校関連施設等、過去・現在において4施設で実施されておりました。

具体的には、平成19年度に東江小学校でゴーヤを利用した緑のカーテンが実施されております。それから今年度でございますが、日新中学校、今尾保育園、西島保育園の3施設でアサガオの栽培によるカーテンが実施されていると聞いております。以上です。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） この地球温暖化対策については、この3年間でいろいろ提案させていただきましたけれども、今、本当に地球温暖化ということでいろいろ取りざたされておりますが、この地球温暖化に向けての対策室というようなものを設置してはどうかということをおっしゃるんですが、市民に対しても大きな啓蒙、アピールになると考えております。そういうことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

---

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、2番 堀田みつ子議員の質問を許可いたします。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、2点についてお尋ねいたします。

1点目は、安定雇用で行政サービスの充実をしていただきたいということでございます。

正規、非正規を問わずに行政職員は、仕事でも地域の一員としても二重に地域のことを考える仕事を選ばれています。できる限り正規の職員として住民サービスに努めてもらいたいところですが、現在、多くの自治体は、民間企業と同様に正規雇用から非正規雇用へ、非正

規雇用から民間委託へと、コスト削減のため低賃金で働かせることにわき目も振らず突き進んで、地域のことを考えてサービスを提供するということは二の次になっているように感じます。

当市でも、第3回定例会で学校給食センターの調理及び配送を民間へ業務委託する債務負担行為の補正を行いました。その折は、非正規であるにしろ、せめてきちんと市で直接雇用をすることが重要で、民間委託には反対いたしました。非正規だからといって簡単に雇いどめしてよいはずがありません。経済の先行きの見通しがないと不安を感じている方が多く、その上、大企業による派遣切り、期間社員の雇いどめなど、新聞やテレビの報道が不安に拍車をかけています。

暮らしを応援する対策が望まれますが、とりわけ重要なのは土台となる雇用を守ることだと考えます。そして、行政においては雇用の安定が住民サービスの充実につながるのではないかと考えております。

そこで、給食センターの非正規職員の処遇はどうなるのか。また、非正規から正規雇用へしていくことは当然ですが、非正規雇用でも待遇を改善することは必要です。その中でも日々雇用職員は、第1種、第2種、第3種では再雇用の待遇が違いますけれども、合理的な理由が見出せません。見直す余地はありますか。簡単に雇いどめをしてよいのかなど、どのように考えておられるのか尋ねます。

2点目ですが、財産や備品管理についてお尋ねします。

文化会館、文化センターなどの施設や庁舎に寄贈された絵画や書、美術品などが飾られ、私たちの目を楽しませてくれています。それらはそれぞれの施設のオープン記念や記録の樹立などの折に、住民の方や、この町にゆかりのある方からの寄附であるとお聞きしているところです。私の地元のプラザしもたども掛け軸が寄贈されており、大変価値があるものと聞いておりましたので、和室を利用する際に、これがなくなったら大変だね、管理が本当に大変というふうに茶道教室の生徒同士話していたものです。

また、生涯学習センターに寄贈された絵画について平成20年3月21日に住民監査請求が行われましたが、この監査請求自体は受理されませんでした。監査請求された方の疑問の声を聞き及び問い合わせたところ、寄附された絵画や書、美術品などは、財産台帳ではなく備品台帳に記載するのではないかと聞きました。しかし、実際、備品台帳に記載がなく、他の寄附なども台帳管理をしていないとわかりました。これは、たとえなくなっても責任の所在などがうやむやになってしまうことにほかなりません。実際に、先ほどの生涯学習センターにも所在が不明な絵があります。せっかく市のためにと寄附をしていただいた方にも申しわけないことになります。

そこで、絵画や書、美術品などの寄贈された品々は、台帳管理にするべきではありません

か。また、寄贈品を無造作に倉庫にしまってあるなど、管理がずさんなところも見受けられます。

さらには、そうした寄贈品を倉庫に埋もれたままにせず、年に1度でも市民に公開することを考えられないか、お尋ねしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 堀田みつ子議員の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の御質問についてお答えします。

1点目の安定雇用で行政サービスの充実についての給食センターの非正規職員の処遇はどうなるかの御質問ですが、現在、給食センターで非正規職員として雇用しておりますのは、嘱託職員2人と日々雇用職員21人で、合わせて23人です。

来年4月からスタートする給食センターでは、調理及び配送業務を民間業者に委託すべく事務を進めており、業者につきましても、過日決定したところであります。

日々雇用職員である調理員については、委託業務仕様書においても本人が雇用を希望する場合には採用について協議できるものとする明記しております。民間業者による柔軟な労務管理により、より希望に沿った形での勤務が期待でき、ぜひ現在3給食センターで調理員として勤める日々雇用職員の方々には、引き続いて新給食センターにおいても働いていただきたいと考えております。

次に、日々雇用職員の再雇用の処遇の見直しについての御質問ですが、日々雇用職員の雇用労働条件に関する要綱により、単純な業務に日々雇用される一般職員について規定しております。第1種は事務または技術の単純な補助業務に日々雇用される職員、第2種は単純な肉体労働に日々雇用される職員、第3種は事務もしくは技術の単純な補助業務、また単純な肉体的労働に日々雇用する職員で、更新予定期間が2ヵ月以内となっております。現在の日々雇用状況は、ほとんどが第2種の雇用であります。

再雇用につきましては、第1種は雇用してから2年、第2種は業務の円滑な運営や資格が必要な業務等、やむを得ない場合に限り原則年齢60歳まで、第3種につきましては、雇用してから4ヵ月までは雇用できることになっております。

日々雇用については事務事業の業務内容や状況に応じて必要とされる雇用を行い、事務の合理化を図っており、本人の希望も踏まえ雇用しております。

次に、2点目の財産、備品の管理につきましてお答えします。

土地・建物、立木竹、権利及び有価証券は、財産台帳により増減異動を整理し、物品の備品及び消耗品等の動産のうち、長期的にわたり使用できる物品につきまして備品台帳により整理をしております。

御指摘の件につきましては、合併時に旧3町の財産台帳及び備品台帳を引き継ぎ、それぞれの台帳を整理いたしておりますが、旧来から寄贈された物品につきましては、備品台帳への登載がなされていなかったものと考えられます。備品の管理につきましては、それぞれ施設担当課により管理しておりますので、備品台帳の登載漏れを早急に再確認するよう指示したところであります。

また、絵画等の掲示品につきましては、各施設に寄贈者の御意思に沿った掲示をさせていただいておりますので、皆さんに各施設でごらんいただけますが、それ以外の保管しております寄贈品につきましても機会があれば市民の方々にごらんいただけるように検討してまいります。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 続きます、平野英生教育長。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 堀田みつ子議員の2点目の御質問であります、財産、備品管理についての中で教育委員会が管理しております社会教育施設に関してお答えいたします。

文化会館、文化センターや生涯学習センターなど社会教育施設に寄贈された絵画や書、美術品などは、寄贈者の御意思により指定された施設に展示させていただくよう努めております。

議員御指摘の生涯学習センターへの寄贈絵画につきましては、50号、100号という大きさで、中には額縁が装備されていない絵画もあり、旧町において数点額縁を購入し、展示されております。残りの寄贈絵画は、装備が滞り、展示を控えておるところでございます。

今後は、市民の皆様に機会をとらえて公開できるように努めてまいりたいと考えております。

また、絵画や書、美術品などの寄贈物品の管理につきましては、現在、御指摘のとおり台帳への記載管理がなされておらず、施設担当課で早急に再確認するとともに、あわせて台帳を整理し、管理してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） それでは、雇用の問題についてお尋ねしますが、この第1種の日々雇用職員、一応2年までというふうになっておりますが、その仕事自体がまだあるというときに、その2年以上になった場合、どのように考えられるのか。

それと、その2年以上になって、さらに勤めたいという人はどうなるのか。じゃあ、その

方は勤められないというふうになった場合のその以後はどのような状況で、同じような1種の日々雇用職員を採用するのか、それとも2年たってからその同じ人がそれ以降採用されるような形態で採用するのか、その辺のところを教えてください。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） ただいまの第1種の関係でございますが、最高2年を期限として雇用しておるわけでございますが、職種によりまして2年以上の雇用をお願いする場合、嘱託職員ということで協議して、切りかえて雇用いたしております。それ以後につきましては、御本人さんとの協議の中で雇用の対応をしてみたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） 今、例えばその同じ方がそうやって嘱託として雇用された場合はそれでいい。でも、2年以上、同じ仕事が3年、4年というふうにある場合は、もう嘱託だから嫌だわというふうで、そのなるかどうかわからないにしても、嘱託だからできないということで、もう少し時間的にも仕事をしたいというふうなことでやめられた場合、その次に見える方というのは嘱託にするんですか、それとも日々雇用の1種にするんですか。

例えば、その2年以降に別の方を雇った場合、日々雇用の1種というふうにするんだったら、2年以上その同じところに見えた人を嘱託じゃなくしてそのままの日々雇用でというふうな、1種の日々雇用でということが普通だったら考えられますよね。そののところはどうなんでしょうか。

雇用の問題で言うと、これは市民の方からお聞きするんですけれども、いろんな施設の管理で再任用じゃなくして嘱託だとかというふうで職員の方が採用されるというふうなことがありますけれども、そうした採用なんかでも普通に一般的な募集だとか、そういうようなことも含めて公平な形でやっていかんといかんのじゃないかというようなことも聞きますので、その雇用の問題というのは、それこそ嘱託の問題だけじゃなくて、そういう部分も問題になってくるかなあというふうに思いますけれども、今後、その点をちょっと検討していかなくてはいけないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。日々雇用のところもお願いします。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） 第1種の基準におきましては、原則が60歳までということで基準を持っております。その中で、先ほど申し上げましたように最高2年ということで決めておりますが、業務の関係上、継続して勤めていただきたいという場合につきましては、同じようなことを申し上げますが、嘱託職員として雇用させていただく

わけでございますが、それ以後につきましては、今も言いましたように御本人さんとの協議、また業務内容もあわせまして検討させていただきます。

また、その方がやめられまして次の方ということになりますと、やはり第1種の臨時日々雇用という形で採用させていただきます。なお、この検討につきましては、今、国の方でも検討がなされております。それを踏まえまして見直しの検討はさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 再質問。

〔2番議員挙手〕

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） では、財産と備品管理についてお尋ねしたいんですけれども、今後、台帳整理をしていただくということで、その点については頑張ってきちんと台帳を整理して、それこそいろんな、ほんの少しホームページなんかで見させていただくと、いろんな管理の仕方をしてみえるんですけれども、きちんと監査委員の定期監査というようなふうな形ができるような台帳整理をお願いしたいと思います。もう少し詳しいところは、皆さんも持っていらっしゃるかもしれませんが、こちらの方をお渡しします。

それと、この監査請求の中でありました、ちょっと法の解釈の部分でお聞きしたいんですけれども、自治法の237条の財産というのは、一応台帳整理されたものというふうに解釈するんですよね。それで、その台帳整理がされていないようなものが、たまたまこれは生涯学習センターでありますけれども、実際にそのものが、前に広報で住民の方にお知らせした絵がないというふうなことが、1点だけはっきりしているんですけれども、あるんですけれども、こういう台帳に整理されていないものであるから、なかなかいろんな問題が難しくなっているなあというふうに感じるんですけれども、この台帳整理されていないものがないというときには道義的な責任みたいなどころはどうなるのかということ、これは市長、教育長、副市長あたりでどういうふうにとということをお聞きしたいということと、あとはこの場合の財産というのは台帳整理されたものかどうかというのは法的な解釈で、それもちょっと確認だけなので最初にお答えいただきたいなというふうに思います。簡単に法の解釈だけ、先によろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） 財産、また備品等の関係でございますけれども、これは会計規則の中に物品の種類分類ということで規定がされております。今現在の規定におきましては、今の絵画、また記念品、また贈答品等につきましては、備品というものには値しないという形でとらえ、今市長から答弁させていただきましたとおり、台帳整理がされていなかったという状況でございます。そういう観点から規則に基づいての管理

をしておりまして、会計規則等も改めまして管理に努めていきたいと思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 2番 堀田みつ子議員。

○2番（堀田みつ子君） いや、お聞きしたのは、最初は財産というのは台帳整理されたものだけのことを言うのかどうかという簡単なことを聞いたんですけれども、それから整理されていないものに対する、たまたまこの監査請求された方がいろんな法的な手続というのをされていますので、その点については別に私がどうこうというものではないんですけれども、そうじゃなくして管理責任としてのところはどうかと、そういうことだけをもう一つは聞きたかった。もう一つは、台帳整理されていなきや財産とは言えないのかどうか、その2点だけなんですけれども、お願いします。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） まず第1点目ですけど、基本的に備品か、物品会計というのは会計規則の中で規定してございまして、備品、消耗品から動物と一応3種類に分かれるわけですが、残念なことに旧町時代も市におきまして、その備品の中で美術工芸品についての規定は全くございません。拡大解釈すれば、いわゆる土産品とか記念品といったものと同等の扱いでやられてきた可能性もございます。これは推測でございますのでなんですけれども、そういった中で基本的には備品については台帳管理をしなければならないということであって、それは手段でございます。だから、台帳に登録されていないものはすべて備品でないかというふうに言うのは私としては少し乱暴だというふうに考えていますが、ただ法的には今おっしゃったような形になるだろうと思います。

ただ、ちょっと禅問答みたいな形になりますけど、台帳にないものをすべて備品でないというふうにしてぞんざいに扱うのはいかがなものかと思っております。

それから職員の関係でございますが、地方公務員法に触れるようなことがあれば、それは道義上云々の問題ではなくて、所定の条例等、手続がございますので、それに従って厳正に処分してまいります。以上でございます。

---

◇ 飯 田 洋 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、10番 飯田洋議員の質問を許可いたします。

[10番 飯田洋君 登壇]

○10番（飯田 洋君） 議長のお許しを得まして、私は企業誘致のためのPRについてお尋ねをいたします。

今般、海津市が将来にわたり元気なまちであり続けるためには、雇用の場の確保や地域産

業の活性化につながる企業誘致が重要であるとの認識から駒野工業団地開発事業が計画されました。市にとっては新しい試みである岐阜県土地開発公社に事業実施を依頼し、市は公社の事業資金の調達の際に必要な借入金融機関に対する債務保証のための予算措置を講ずる方式で進められます。市と公社の間の協定の中で、市は事業の目的の早期達成と事業の円滑な推進に資するため、公社に積極的に協力するとともに、次の措置を講ずることになっています。

1. 企業誘致は、市が主体で強力で推進することとし、必要な体制の整備、措置を講ずる。
2. 企業誘致を促進するため、必要に応じて優遇措置を講ずる。

とあります。1の必要な体制の整備、措置であります。現在、商工観光課には企業担当職員1名が配置されていますが、事業が本格化すれば公社にお願いしてあるとはいえ、地元として相当の事務量が増加すると思います。公社への職員の派遣はないと思いますが、事務増加の一つに誘致活動、PRがあります。誘致活動、PRも以前のように団地のパンフレットを持って企業や金融機関を回る、あるいは送付するといった方式は少なくなり、最近インターネットやメールのやりとりが変わってきたと思いますが、やはりデータの充実したPR用パンフレットは重要であります。決め手は、直接見て、聞いて、触れてに尽きると思います。

かつて私は、平田町時代に会社側の窓口の幹部社員から言われました。説明書の内容は、担当者や電話でわかります。私が出向いてきたのは、課長、それ以上の人、あるいは町長に、説明書、それ以上の内容が聞きたいからです。

また、別の会社幹部からは、「この資料は正確ですね。民間は高速道路ばかり使いませんからね。」と言われました。パンフレットの中にはJRの主要駅やインターチェンジまでの距離、所要時間を記載しますが、実はその会社はレンタカーを借りて実際にはかってみえたのです。もちろん、町では複数回にわたって公用車を走らせ、その平均時間を記載していました。

また、埋立土砂は、土地の売却原価を抑えるため、すべて河口堰関連のしゅんせつ土砂をもらっていましたが、当初はあまり良質の土砂ではありませんでしたので、途中から備蓄場所へ出向き、良質の土砂の搬入を交渉しました。その後は会社側に現地で埋め立て状況を自信を持って説明ができました。とにかく企業側に現地を見てもらうことです。そしてそのときの対応が重要になります。

過日の議員研修で関市の工業団地を見学した際、担当者が説明の中で企業側が求める内容として、1. 地盤が強固であるか、2. 材料の搬入等について代替ルートがあるか、3. 雇用の見通しがあるか、4. 地元が温かく迎えてくれるか、5. 優遇措置があるか、この5項目を上げられました。海津市にとって特に地盤が強固であるかは厳しい内容のものでありま

すが、これら負の部分のカバーするため、これからの造成等、工事を進める中で誠意をもってわかってもらえる内容としてどのようなことを考えておられるのか、また強力なPRとはどのように進められていかれるのか、人員配置も含めてお尋ねをいたします。

次に、2の優遇措置であります。これも負の部分のカバーするための市独自の措置を考える必要があるのではないのでしょうか。現在、市の企業誘致関連条例としては、農村地域工業等導入法に係る海津市固定資産税の特例に関する条例、企業立地促進法に係る海津市固定資産税の特例に関する条例、中部圏都市開発地域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例、企業立地促進条例、さらに海津市工場立地法の特例措置に関する条例等があります。条例の適用には一定の条件が課せられますが、いずれも固定資産税の3カ年の課税免除、または不均一課税、さらに工場等設置奨励金、雇用促進奨励金制度がありますが、これらはすべて他の市町村でも設けられています。私は、これらのほかに企業に海津市に目を向けてもらうためには、さらに上乘せ規定を設ける必要があると思います。

その一例として、軟弱地盤のため、直接生産ライン以外に余計な投資となる基礎ぐい等、地下への投資部分の一部については課税免除期間の延長等であります。税法上、奨励金方式になるとも考えられます。思い切った海津市方式を打ち出される考えがあるのか、お尋ねをいたします。

次に、土地の造成、売却に関連してお尋ねします。

リバーサイド公園整備事業として分譲地造成事業が実施されました。11月17日には、立地第1号として岐阜経済大学ボート部合宿所完成式が盛大に行われました。これを契機に、さらに残りの5区画の立地にこぎつきたいものであります。現在の見通しはどのような状況か、お尋ねをいたします。

さらに、本阿弥新田で1億3,562万円で購入しました5万4,248平米の土地であります。多目的に利用できる広場にと考えており、2年間の監視期間を経て土地利用計画を決定していくとありましたが、既に購入後1年半が経過します。広大で形状もよく、位置的にも利用度の高い土地であると思います。現在の監視の結果、内容にもよりますが、2年経過後には利用できるようにしてはと思います。現状をお尋ねします。

いずれにいたしましても、現在の不況下においては厳しいものがあると思いますが、こういうときにこそPRできるよい情報は早く教えてもらい、議員もPRに参加していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 寿君） 飯田洋議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の御質問についてお答えします。

まず企業誘致についてでございますが、海津市は平成19年3月に海津市総合開発計画を策定しました。その中で地域の特徴を生かした活力あるまちづくりの工業振興で企業誘致政策の充実を図ることとしています。

海津市になりまして、既にハビックス株式会社、株式会社シンセイ、株式会社岡田等を誘致したところでございます。

さらに、駒野工業団地開発事業として岐阜県土地開発公社と協定を締結して、平成23年度を完成目標として現在積極的に関係事務を進めております。

1点目のPRに必要な体制についての御質問ですが、現在の体制から平成21年度の商工観光課の企業誘致担当者の増員等も検討し、一層の充実を図ってまいります。

また、PR活動を21年度より、誘致企業を直接訪問して積極的に推進します。経費につきましては、21年度予算で計上いたしますので、御理解賜りますようお願いいたします。

企業誘致は岐阜県土地開発公社と連携して進めますが、岐阜県企業誘致課から見た海津市の利点は、東海地区の主要産業企業への高速道路網の交通手段として約1時間で到着できる中心的な位置にあることや、海津市は水が豊富であることと、さらに公共交通機関がありまますので他の市町村と比較しても十分企業にPRできると思います。

また、企業誘致を推進する条件として工業団地の売却単価を下げる必要があり、できるだけ公共事業の残土で盛り土することを県土地開発公社と協議を進めているところでございます。

2点目の必要な優遇措置につきましては、現在までに市として必要な措置は、海津市工場立地法の特例措置に関する条例等、各関係条例を制定しました。新たな市独自の優遇措置は考えておりません。

次に、リバーサイド公園整備事業としての分譲、造成、整備事業につきましては、議会全員協議会においても説明させていただいておりますが、この土地の分譲は、水面利用団体に長良川サービスセンターの活用を行う団体に分譲することとしております。

議員の御質問の見通しについての現状は、岐阜県、愛知県、三重県のボート競技団体に土地の分譲を説明して、長良川サービスセンターの利用をお願いし、活動の拠点にさせていただくよう要請をしております。今後、さらなる交渉をしていきたいと考えております。

最後の本阿弥新田の土地につきましては、2年間の水質の確認期間が終了した時点で最終の状況調査を行い、その結果に基づき、多目的広場の利用を考えた上で判断してまいりたいと思います。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） まず最初のPR活動でございますけれども、私も本市がつくってみえますPRの冊子は持っておりますけれども、このPR紙にも、もし団地直近で工事が行われ、ボーリング結果が入手できれば、N値等、あえてマイナス要素であっても正直に記載してはどうかと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

それから、私は今度の駒野工業団地については、できれば分譲ではなくて大手企業に一括売却を重点的に推進してもらいたい、そのような考えを持っておりますが、市長のお考えについてお尋ねをしたいと思います。

それから2点目の、リバーサイド公園のあと残りの分譲地でございますけれども、この土地は現在は借入金による取得状態ではないですので金利の心配はないですけれども、投資の効果を上げるためにも早期の売却を掲げられたいと思います。この目標年次といたしますか、このようなものを設定してこの売却について誘致活動を行ってみえるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、2点についてお願いいたします。

○議長（服部 寿君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） データをすべて正直に出すというのは、それはそのとおりであろうというふうに私は認識をしております。

それから、大手の企業さんをお願いしたいというのも議員と同じ気持ちでございますので、その努力をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

一つだけお話をさせていただきますと、実はある企業の社長さんが3人ほど海津市に来ていただきました。名古屋から初めて来たということで、30分で着いたと、こんないい場所はないという御判断をされました。ですから、できるだけトップの方に海津市に来ていただくと、そういった努力をすることが、先ほど議員御指摘の現地を見ていただくということと相まって一番大事なことはないかと思っておりますので、そういった努力をしまいたいと思います。

それからリバーサイドの点でございますが、期限を区切ってというお話でございます。これは、今ボートの連盟の中でどの学校をあそこへ出そうかという検討をさせていただいておりますので、その結果を待って、さらにより拡大をしまいたいということと、それからボート部を持っている企業さんを回って、とりあえずは完成の写真等々がまだありませんでしたので、この間、岐阜経済大学のオープンセレモニー、先生方にも来ていただきましたけれども、その写真を持ってこれから本格的な誘致に進みたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 非常に地の利がいいということを市長は言われましたんですが、参考までに本阿弥新田の土地について、過去に工場としての引き合いがあったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 飯田議員の本阿弥新田の土地の企業からのオファーがあったかどうかでございますが、現時点まではありませんでした。

[10番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 10番 飯田洋議員。

○10番（飯田 洋君） 現在、市内にはたくさんの工場団地がございます。隣接の養老町では、これから特に西回り環状線のインターチェンジの関係で地の利をPRして、しっかり企業誘致をされると思いますので、そういったことに便乗といいますか、これらも利用して海津市活性化のために活発な企業誘致の活動を要望しまして、質問を終わります。

---

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（服部 寿君） 続きまして、18番 藤田敏彦議員の質問を許可いたします。

[18番 藤田敏彦君 登壇]

○18番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので一般質問に入らせていただきます。

私は1点、南濃温泉水晶の湯指定管理者制度についてであります。質問相手は市長です。

南濃温泉水晶の湯がオープンしまして、今年12月で6年になります。このたび市の運営方針としまして指定管理者制度を導入すると発表されました。進捗状況をお聞かせください。

これまで6年間の来客数を比較しますと、毎年少しずつ減ってきております。そこで、民間業者に公の施設の管理を委託するシステムを導入されるのだと思います。

水晶の湯の場合、土地は羽沢財産区の所有、つまり借地であります。そして地元の雇用促進を条件として契約していると聞いております。落札した業者とは綿密な打ち合わせをしていただきたいと思います。

水晶の湯は、何といたっても木曾三川、御岳、乗鞍岳、中央アルプス、中部山岳、ツインタワー、濃尾平野が一望でき、夜景が特にすばらしい、とにかく雄大な眺望が自慢の温泉であります。

この温泉の建物は、等高線に沿ったアールでプランニングされております。コンパクトにまとめられ、よく考えられた設計であります。しかし、お客様からはいろいろな意見や要望を聞いております。

まず一つは、更衣室が狭いことであります。西側へ増築できないかと調査しましたところ、西側は保安林になっております。外すには国とか県の許可が必要で時間がかかりますが、できないことはないと思います。

次に温泉に入っていて、その後リラックスできる休憩室、以前増築されましたが、お客様が多いとき、非常に狭く窮屈になるそうであります。東側への増築は可能であると思います。しかし、岐阜県には、がけ条例という急傾斜地に対する基準がございます。どうクリアするかが問題であります。

私は、看板について以前から考えておりました。「水晶の湯」という看板を上げ、投光器（スポットライト）で照らし、揖斐川、いや長良川の堤防道路からでも見えるようにしてはどうか。夜に山を見上げると、何か宗教団体の建物があるかのように見えると何人かに言われてまいりました。温泉だから暖色の赤を基調にするのが望ましいと思います。

湯めぐりガイドブック「温泉シールラリーゆらん」という本がございます。これは岐阜・愛知・三重・長野・京都・その他7県から応募された温泉に対するシールラリーであり、この温泉が一番よかったかシールを張ってもらうアンケート調査のようなものであります。平成19年7月から平成20年6月までの温泉シールラリーのポイントは90の温泉であり、南濃温泉水晶の湯は、応募者が選ぶ20温泉の中で12位であった。かなり上位のランクにあり、人気があるということであります。そしてコメント欄には、フロント、従業員の接客に対するマナーが非常によいという書き込みが多かったと聞きました。大変喜ばしいことであります。財政が苦しい時代であります。単なる官から民へといいますか、指定管理者制度に移行しただけではどうでしょうか。何かをアピールし、何かアクションを起こさなければ人は動かないのではないのでしょうか。実行できるならば、工事費等を業者との話し合いにより一定の配分で負担してはどうか。民間業者の経営に対する実績・経験・ノウハウを十分に生かしてもらえると確信します。市長の所見をお伺いいたします。以上であります。

○議長（服部 寿君） 藤田敏彦議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

松永清彦市長。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員の南濃温泉水晶の湯の指定管理者制度についての御質問にお答えします。

1点目の指定管理者制度の導入、進捗状況については、11月27日に指定管理予定候補者を選定し、今議会に議案を上程しておりますので、何とぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

また、指定管理者が決まり次第、地元と雇用の協議を進めてまいります。

2点目のご提案いただきました件につきましては、今後、現状のサービスはもちろんのこ

と、管理運営に関しましても民間活力が最大に発揮できますよう協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、藤田敏彦議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（服部 寿君） 再質問ございますか。

[18番議員挙手]

○議長（服部 寿君） 18番 藤田敏彦議員。

○18番（藤田敏彦君） 市長の力強い、強力といいますか、地元のことを考えて進めていただけるということは大変ありがたいことでございます。

今、温泉ラリーのお話をしましたが、今年の7月からのラリーポイント温泉は124温泉ということになっております。もちろん、地元の海津温泉も参加しておるということを知りました。また、順位の結果を非常に楽しみにしております。とにかく景色が大変いいという、そしてマナーが非常にいいという利点がございます。これからも地の利を生かしたPRの仕方でも多くのお客様に来ていただけるように頑張っていたきたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（服部 寿君） これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時10分)

---

○議長（服部 寿君） 休憩を閉じ、再開いたします。

(午前11時00分)

---

◎報告第7号 専決処分の報告についてから認定第17号 平成19年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についてまで

○議長（服部 寿君） 日程第4、報告第7号から日程第41、認定第17号までの38議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

松永清彦市長。

[市長 松永清彦君 登壇]

○市長（松永清彦君） 今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件3件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第7号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定について、本年9月5日、海津町万寿新田地内の市道のくぼみにより自動車が破損した事故による賠償金を支払う

ものであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院解散総選挙の投票開票日を10月26日に想定し、入場券の印刷手配を早急に行うため、平成20年度海津市一般会計補正予算（第4号）を10月7日に専決処分に付したものであります。内容につきましては、総額72万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ149億7,429万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、衆議院議員選挙費として72万円計上いたしました。その補正財源として県委託金の衆議院議員選挙交付金72万円を補正するものであり、地方自治法第179条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第9号 平成19年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について、地方自治法第241条の規定により御報告いたします。

基金総額10億4,201万5,979円で運用しておりまして、内訳は、土地11万1,604.55平方メートル（8億4,482万7,998円）、現金1億9,718万7,981円となっておりますが、19年度中に5万5,079平方メートル（1億6,028万4,000円）を取得し、3,554.1平方メートル（4,555万3,272円）を一般会計で買い戻しをいたしましたので、土地が増となり現金が減となりました。詳細につきましては、基金運用状況に関する書類及び監査委員の審査意見書別冊4により提出しております。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、海津町沼新田545番地、瀬古美春委員が任期満了であります。引き続き同氏を推薦いたしたく、議会にお諮りするものであります。

同じく諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、南濃町駒野676番地2、吉田正輝委員が任期満了であります。引き続き同氏を推薦いたしたく、議会にお諮りするものであります。

続きまして、補正予算案件11件について、順次その概要を御説明申し上げます。

初めに、別冊2の議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,067万9,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ150億497万7,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、公立保育園の3歳未満児等の自園給食に対応する調理室及び調理器具の管理備品826万6,000円、消防北部地区の分署設置を進めておりますが、鉄骨材の高騰と軟弱地盤のため基礎ぐいが必要となり工事費等に849万4,000円、津屋川改修により志津新田水防倉庫を移転しますのでその用地購入費及び造成費に480万円、今尾小学校駐車場地の一部を従来から借地しておりましたが、地権者との間で用地購入の見通しがつき

ましたのでその購入費641万2,000円を追加し、下池西部・福束輪中土地改良区総代選挙で無投票となりましたので不用となった選挙費用936万2,000円と、森下橋及び上野跨道橋耐震補強工事の入札が工事関係者の技術者不足から不調に終わり、今年度の発注を見送りましたので2,815万5,000円をそれぞれ減額いたします。また、今回補正の各特別会計への繰出金3,902万円を計上いたしました。

歳入につきましては、地方特例交付金で今年4月、道路特定財源の暫定税率執行期間中の地方減収補てん分693万1,000円、県支出金で資料館山車収蔵庫整備及び全国市町村交流レガッタ事業に対する県振興補助金525万円、老人保健特別会計繰入金で19年度精算による繰入金1,902万2,000円、津屋川改修による水防庫移転の補償金480万円を追加し、下池西部及び福束輪中土地改良区総代選挙負担金936万2,000円を減額し、今回の補正財源と合わせて前年度繰越金403万8,000円を充てさせていただきます。

また、債務負担行為の追加でコミュニティバス運行委託業務の限度額を平成21年度から23年度の期間で3億2,349万5,000円を追加いたします。

次に、議案第77号 平成20年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出からそれぞれ445万7,000円を減額し、補正後の予算を1億8,184万3,000円とするものであります。

補正内容につきましては、重油の高騰によります施設燃料費300万円の追加と、今年、途中休業によります消耗品、電気料、上水使用料200万7,000円及び委託費等施設経費254万円、源泉井戸修繕工事の請負差金105万円、入湯税160万円をそれぞれ減額いたします。

歳入におきましては、休業によります利用者の減少から使用料等2,655万8,000円を減額し、繰越金578万円と一般会計繰入金1,632万1,000円を追加し、計上いたしました。

次に、議案第78号 平成20年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,718万6,000円を追加し、補正後の予算を1億4,668万6,000円とするものであります。

補正内容につきましては、おかげさまで順調に施設を利用いただき、その余剰金をクレール平田運営基金へ2,718万6,000円を積み立てるもので、財源は基金利子と繰越金で充てるものであります。

次に、議案第79号 平成20年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ125万8,000円を追加し、補正後の予算を3,145万8,000円とするものであります。

補正内容につきましては、育児休業復帰による施設職員人件費125万8,000円を追加し、認定調査手数料60万円と一般会計繰入金65万8,000円で充てるものであります。

次に、議案第80号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につつま

しては、歳入歳出にそれぞれ2億3,485万2,000円を追加し、補正後の予算を39億9,822万3,000円とするものであります。

補正内容の主なものといたしましては、レセプト点検の電子化、制度改正に伴う電子システム改修委託費及び機器借上料190万8,000円、保険給付費で一般被保険者療養費及び高額療養費の増により負担金2億2,801万1,000円を追加し、今年度確定によります老人保健拠入金371万4,000円、後期高齢者支援金297万2,000円、介護納付金61万5,000円等をそれぞれ減額し、共同事業拠入金1,209万2,000円を追加計上いたしました。財源につきましては、保険給付費に対する国庫負担金7,056万1,000円、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費交付金8,311万5,000円、前期高齢者交付金1億515万円、共同事業交付金2,266万円、一般会計繰入金190万7,000円を充て、繰越金4,854万1,000円を減額し、計上いたしました。

次に、議案第81号 平成20年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,107万1,000円を追加し、補正後の予算を3億3,507万1,000円とするものであります。

補正内容につきましては、19年度精算によります県への返還金204万9,000円、一般会計へ繰入金1,902万2,000円を計上いたしました。財源につきましては、支払基金交付金84万9,000円、国庫負担金1,415万4,000円、繰越金606万8,000円を充てました。

次に、議案第82号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億916万円を追加し、補正後の予算を23億590万4,000円とするものであります。

補正内容につきましては、介護保険制度改正に伴う電算システム改修委託費193万2,000円、介護保険認定用パソコン機器購入費182万8,000円、保険給付費では居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等の増加による負担金1億540万円を計上いたしました。財源につきましては、保険給付費に対するそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金3,059万3,000円、支払基金交付金3,267万4,000円、県支出金1,317万3,000円、一般会計繰入金1,653万4,000円と前年度繰越金の1,618万6,000円を充てるものであります。

次に、議案第83号 平成20年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ53万円を追加し、補正後の収益的収入の予算を7億8,733万円とし、収益的支出の予算を8億2,143万円とするものであります。

補正内容につきましては、職員人件費48万2,000円と企業債利息4万8,000円を追加し、財源として預金利子53万円を充てるものであります。

次に、議案第84号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ170万円を追加し、補正後の収益的収入及び支出の予算を2億4,220万円とするものであります。

補正内容につきましては、職員人件費68万2,000円と灯油の高騰による燃料費103万4,000円を追加し、予備費1万6,000円を減額し、財源として一般会計負担金170万円を充てるものがあります。

次に、議案第85号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ20万円を追加し、補正後の収益的収入及び支出の予算を3,680万円とするものであります。

補正内容につきましては、ガソリン・灯油の高騰による燃料費29万6,000円を追加し、予備費9万6,000円を減額し、財源として施設介護報酬、施設利用者負担金20万円を充てるものであります。

次に、議案第86号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出にそれぞれ190万円を追加し、補正後の収益的収入及び支出の予算を5億590万円とするものであります。

補正内容につきましては、重油の高騰による燃料費190万円を追加し、財源として一般会計負担金190万円を充てるものであります。

続きまして、条例案件6件について順次御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

初めに、議案第87号 海津市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法施行規則の一部改正に伴い、関係条例を改正するものであります。

次に、議案第88号 海津市税条例の一部を改正する条例につきましては、平成20年度税制改正により個人住民税の寄附金控除の拡充により、税額控除の対象となる法人等について岐阜県が指定するものを市税条例についても指定するよう改正するものであります。

次に、議案第89号 中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきましては、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正により、適用期限の延長及び取得価格要件の引き上げを行うよう改正するものであります。

次に、議案第90号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、通常の妊娠分娩時の事故で新生児が脳性麻痺となった場合、病院等の過失に関係なく補償する無過失補償制度が来年1月から開設されることにより、産科医療制度に加入する医療機関等で出産した場合に限り出産一時金3万円を上乗せし、38万円を支給するよう改正するものであります。

次に、議案第91号 海津市学校給食センター条例の一部を改正する条例につきましては、現在3ヵ所あります学校給食センターの統合により新学校給食センター設置により関係条例

を改正するものであります。

次に、議案第92号 海津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道事業の統合により海津市上水道事業にするため改正するものであります。

続きまして、その他議決を求める案件3件について御説明申し上げます。

初めに、議案第93号 指定管理者の指定につきましては、南濃温泉水晶の湯の管理を岐阜市西鶉一丁目52番地、水晶の湯管理三和共同体を指定管理者として指定を行うものであります。なお、指定期間は、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間であります。

次に、議案第94号 区域外道路の廃止及び認定の承諾につきましては、道路法第8条第3項及び第10条第3項の規定に基づき、輪之内町が当市の区域内において町道の路線認定及び廃止することを承諾することについて、同法第8条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号 国土利用計画（海津市計画）につきましては、国土利用計画法第8条第1項の規定に基づく国土利用計画を定めることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、決算認定案件について御説明申し上げます。

平成19年度海津市一般会計及び特別会計の決算について、その概要を御説明申し上げます。別冊1をごらんください。

認定第5号 平成19年度海津市一般会計におきましては、歳入決算額は157億4,895万8,318円、歳出決算額は146億3,823万5,961円、歳入歳出差引額は11億1,072万2,357円ですが、ふるさと農道整備事業と南濃中学校耐震補強事業において平成20年度に繰越明許をしておりますので、その財源を差し引きますと実質収支は10億9,598万1,357円となりました。

次に、認定第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計、認定第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計、認定第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計、認定第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計、認定第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計、認定第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計、認定第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計、認定第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計、認定第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計、認定第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計、認定第16号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計及び認定第17号 平成19年度海津市羽沢財産区会計におきましては、12特別会計全体の歳入決算額は132億4,887万2,600円、歳出決算額は129億4,224万8,205円で、実質収支は3億662万4,395円となっております。

以上、決算認定案件13件につきましては、別冊3により各会計における平成19年度主要な施策の成果等説明書、及び別冊4においてそれぞれ監査委員の審査意見書を付しております

ので、御認定賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服部 寿君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑・採決を行います。

なお、報告第7号の専決処分の報告については、地方自治法第180条2項の規定による報告ですので、質疑・採決はいたしません。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。これから報告第8号の採決をします。

お諮りします。報告第8号を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第9号の平成19年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出については、地方自治法第241条の規定による報告ですので、質疑・採決はいたしません。

続きまして、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第1号について原案に異議なしと答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第2号について原案に異議なしと答申することに御異議ございませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定いたしました。

それでは、議案第76号から議案第95号までの20議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第76号 平成20年度海津市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） この土地改良区のそれぞれの地域が無投票で選挙がなかったということで、ほとんどが使われていないんですが、例えば福東輪中で10万8,000円とか、下池で8万6,000円とか、こういった経費は何に使われたのか、ちょっと御説明いただきたいと思えます。

○議長（服部 寿君） 伊藤総務部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（伊藤久義君） それでは、改良区ごとに御回答申し上げますが、まず下池西部の土地改良区でございますけれども、使いました経費8万6,000円でございますが、この内訳といたしましては、選挙管理委員会の委員の報酬、そして選挙会を開きましたので、その選挙長並びに立会人の報酬、そして当選証書の印刷製本費でございます。

次に、福東輪中の土地改良区でございますが、10万8,000円の経費を執行しております。この内容につきましては、選挙会の選挙長の報酬並びに立会人の報酬、それと当選証書の作成、そして役務費としまして郵便料の支出をしております。以上でございます。

○議長（服部 寿君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第77号 平成20年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第78号 平成20年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第79号 平成20年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第80号 平成20年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第81号 平成20年度海津市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第82号 平成20年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第83号 平成20年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第84号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第85号 平成20年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔「質疑ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第86号 平成20年度海津市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第87号 海津市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部

を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第88号 海津市税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第89号 中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第90号 海津市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第91号 海津市学校給食センター条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第92号 海津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） この条例の改正は、本年4月に水道料金の改正の折に申し上げておきましたが、ここまでなぜ時間がかかったのか。

それから南濃町の区域外、いわゆるここに掲げてあるところに水道が設置されようとしたときには許可が出るのか出ないのか。

あわせて参考資料をいただきましたが、文字等の間違いについては今後十分気をつけるようをお願いをしておきたいと思います。

○議長（服部 寿君） 高木水道環境部長。

○水道環境部長（高木武夫君） 星野議員の質問にお答えいたします。

今回の条例改正でございますが、御指摘のとおり、今年度、料金体制の統一によりまして本来条例改正すべきでありましたが、県の方の認可手続きがございまして、今回の改正という

ことで御理解願いたいと思います。

もう1点の区域外の流入でございますが、これにつきましては、それぞれの場所、南濃地区でございますと山間部、山はどこまでというのが非常に難しいところがございますので、その都度検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） わかりました。その都度協議を煩わすことになるんで、いわゆる給水区域の見直しというのは計画が出た時点から変わってくる、そんなふうに思っております。

それから、時間がかかったのは許認可の関係で時間がかかった、そうおっしゃるわけなんですけど、法の整備をするときに準備段階で既にこの条例が改正されてしかるべし、そういったことを踏まえて今後の対応を図っていただきたい。これは私感でありますので申しわけないですが、それからもう一つは、参考資料に出していただいた内容について、これも明確にお願いをしておきますので、本来申し上げるべきことではないかもわからんけど、差しかえの部分が発生してもなかなか物が言いにくい、そんなことを踏まえてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部 寿君） 私からも言っておきますけれども、誤字等の訂正がありましたら、速やかに差しかえをお願いいたします。

他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第93号 指定管理者の指定についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） まず第1点として、この指定管理者としてなられる三和共同体というのは、もう少しどういう会社なのかということ具体的をちょっと御説明いただきたいということと、もう既に実は先般、11月28日に意見交換が行われたときに、私、この水晶の湯についてどのような考えだという質問をしたんですけど、市長は全く問題にされず、全然それらしい説明もなかったわけですが、もう既に先ほどの説明ですと11月の1日前の27日にこういったことを決められて進められておるように私は感じたんですが、そのあたりも違っておったら訂正して、私はまた判断させていただきたいと思いますが、前日にわかっておるものが意見交換のときには何もそういった説明がなかったということは極めて不愉快ですが、それらについてもきちっと説明していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） まず二つ目の、市長さんとの意見交換会が28日ということで、指名委員会の方が28日に行われまして、その答申を指名委員会の委員長の方から市長へされますので、その決裁手続中だったと思われまして、その点については御理解をいただきたいと思います。

それから、第1点目の三和共同体の内容につきましては、担当課長の方から御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 本議場への担当課長の出席を許可いたしておりますので、答弁を許します。

菱田商工観光課長。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。この共同体につきましては、株式会社三和サービスと建設会社の三和道路維持株式会社、2業者で共同体を形成しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） 2業者の共同体ということはわかったんですが、じゃあこれを決定されるについてはどのような経緯で、例えば何社申し出があったということなのか、そのあたりももう少し御説明いただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（服部 寿君） 菱田商工観光課長。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。経緯につきまして報告します。10月よりホームページにて募集を開始したと同時に、公募説明会の参加申し込みの受け付けを開始いたしました。11月に入りまして現地の説明会に9団体の応募があり、14日の申請締め切りまでに2団体から申請がありました。これにより指定管理者選定委員会を開催し、25日は面接審査も行われ、27日に指定管理予定候補者を選定いたしました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 9番 山田勝議員。

○9番（山田 勝君） そこまで27日までに進んでおるにもかかわらず、意見交換会の際には何らそれらしいことが一言もなかったんですが、市長、どのような考えでおられたのか。ちょっと市長からもそういったことについて説明いただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（服部 寿君） 松永市長。

○市長（松永清彦君） 私がこの三和さんと聞きましたのはその後でございます、私も存じませんでしたので御説明はできなかったということでございます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） 指定管理の業務の範囲を説明してください。

○議長（服部 寿君） 菱田商工観光課長。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。指定管理者が行う業務といたしましては、利用の許可に関する業務、料金に関する業務、施設等の維持管理に関する業務、水晶の湯の運営に関する業務等々がございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） わかりました。しかし、海津温泉とやや趣が違うのは、これだけではないかわけなんですね、等々が一番疑問なんです。その等々とは何ぞや。推測されることに、まずシャトルバスの運行、いわゆる駐車場から水晶の湯までのバス運行、それから駐車場、これは実は「月見の森駐車場」という名であります、ここの管理の責任分野、あわせて待合所がありますので待合所の管理について、こういったものを取りあえず業務の範囲内としてとらえておるのかいないのか、どうでしょうか。

○議長（服部 寿君） 菱田商工観光課長。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。バスの運營業務、また待合室におけるお客に対してのサービス等、あと駐車場の管理等も含めて業務委託の方へ入れてございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） わかりました。

それから、きょう藤田議員が一般質問をやられたんでその中の概要として、また堀田みづ子君の質問の概要とあわせて、これはだれにお尋ねしてだれが答えるのかわかりませんが、市報「かいづ」12月号、この中に日々雇用の募集がかかっております。御存じですね。本来持ってきてきちゃいかんかもわからんけど、ページで言えば20ページに、採用時期は1月上旬、職種はフロント受付案内等、募集1名、こう書いてあります。指定管理を4月1日から行うのに、この日々雇用職員について何ら規定がない。この後、これどうするんですか。いわゆる4月1日から指定管理をすることが皆さんには連絡してないんです。ここを募集して雇用された方は、3月31日をもってこの職場を追われるわけなんですね。こういった対応は現在どう考えておるのか、お答えください。

議長、お願いしておきますが、的確なお答えをいただければもう一回お許してください。

○議長（服部 寿君） 答弁を求めます。

菱田商工観光課長。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。先ほど申されました募集につきましては、フロントの業務ということで1名欠員ができましたので広報にて募集しました。

この来年の4月からの指定管理者に対して公募したときの仕様書には、雇用につきましては、本人が希望する場合は継続雇用とするということで、できる限り現時点の職員を雇用してくださいということで明示して公募してございますので、今後も指定管理者と協議しながら働いていただくように努めたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 許可します。

17番 星野勇生議員。

○17番（星野勇生君） ありがとうございます。しかしながら、雇用は契約です。契約を承知して今後の対応を図るというのが、申し込みの本人に裏切り行為が起きないように的確な判断をしていく。

それから、時給がこれでいけるのかどうか。これは、あくまでも指定管理者との関係、いわゆる雇用先が変わるということをよく認識して皆さん方にお知らせすることはやぶさかじゃない。しかし、協議を十分重ねていかないと問題が発生かなと思います。一般質問の中にもあったようなお答えで今後対応するように、議長からも申し伝えてください。よろしくお願いします。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 4番 川瀬厚美議員。

○4番（川瀬厚美君） 三和共同体さんとの金銭的な約束は、どのようにされて決定をされたか。指定管理者でもプールと海津苑とは違うと思いますけれども、どのような約束があったか、もしお聞きできればと思います。

○議長（服部 寿君） 菱田商工観光課長。

○産業経済部商工観光課長（菱田 昭君） お答えします。指定管理者への委託料といたしまして、平成21年度160万、22年度管理委託料160万、平成23年度は指定管理者から市の方へ納付金といたしまして260万、平成24年度も同じく260万でございます。以上でございます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） たまたま内容が重複しておったんでどうしようかなと思いましたが、

二、三点、星野議員とちょっと重複しますが、このシャトルバスの運行だとか待合室だとか、こういったものの人件費も含めて運行バス、こういったものについては当然指定管理者の予算の中で枠になるのか、それともこれは市独自でそこまでの予算でやるのか。そのあたりの先ほどの答弁では、ちょっと私は理解できなかったもんですから、たまたま今委託料の話が出ましたので、それにあわせてちょっとお尋ねをいたしたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） すみません、先ほどの課長の答弁の中で「委託料」という表現がありましたんですが、正確には「指定管理料」になりますので訂正をお願いしたいと思います。

それから、先ほどのバスの運行等につきましては、指定管理者が決まりましたら、指定管理の範囲内で経営をお願いしたいということで説明等をしてございますので、市が直接やるということは考えておりませんのでお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） そうすると、今バスはだれのものかちょっと私よくわかりませんが、そういったものを含めて現状あるバスをその三和共同体へお貸しして、運転手さん等はそこの職員という形での運行ということになるわけですね。それだけちょっと明確にお願いします。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） バスの運行につきましては、現在、市が業者への委託業務として契約をしております。その業者さんとも協議をしまして、来年4月からは指定管理者へ移管をするということで行っておりますので、市が直接運転手等の賃金とか、そういうことではございませんので御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 6番 永田武秀議員。

○6番（永田武秀君） さっき川瀬議員に対して委託料云々という課長の答弁は、要するに指定管理料でいいわけですね。そして、今度24年からはもらえるようになるわけですね。納付金という定義ということで、これは確認です。よろしいですね。間違いはないですか。ちょっとはいとかノーとか答えてください。

○議長（服部 寿君） 水谷副市長。

○副市長（水谷敏行君） 水晶の湯につきましては、指定管理ということでございますので、現在市が行っている事業のうち、目的外使用の分がございまして、その分の料金の徴収とか許

認可関係ですね、それ以外についてはすべて指定管理の対象になります。ですから、バスとか駐車場の管理、すべて指定管理の内容です。

指定管理料として初年度、これは現在目的外使用されている業者さんとの関係もございまして、最初の21、22の2年間は目的外使用の分が残りますので、指定管理料ということで160万円を2年間、市から指定管理者の方に支払います。その後の23、24の2年間については指定管理者が納付金という形、海津温泉と同じでございまして、納付金という形で260万を納付されます。

なお、参考までに三和共同体につきましては、三和サービスさんと三和道路維持の共同体でございまして、実績として県民ふれあい会館、それから県の長良川スポーツプラザ、市町では大野町の総合文化センター、そういったところで実績がございまして、指定管理者としては極めて優秀な実績をおさめているというのが現状でございまして、その点も補足させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 4番 川瀬厚美議員。

○4番（川瀬厚美君） ことしも鉄管の修理で多額な修理代がかかったんですけども、そういう修理とかメンテの約束はどのようにされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（服部 寿君） 小野産業経済部長。

○産業経済部長併農業委員会事務局長（小野清美君） 指定管理の条件の中で軽微な工事については指定管理者が請け負うと、基幹的なもの、金額で言うと約50万以上のものについては市が修繕を行うということで説明がしてございます。

○議長（服部 寿君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第94号 区域外道路の廃止及び認定の承諾についての質疑を許可いたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第95号 国土利用計画（海津市計画）についての質疑を許可いたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま質疑を行いました議案第76号から議案第95号までの20議案をお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第95号までの20議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。なお、審査は12月18日までに終了し、議長に報告を願います。

議案審議の途中でございますが、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時58分）

---

○議長（服部 寿君） 休憩を閉じ、再開します。

（午後1時00分）

---

○議長（服部 寿君） ここで認定第5号から認定第17号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

監査委員 福井恭平議員。

〔監査委員 福井恭平君 登壇〕

○監査委員（福井恭平君） それでは、監査委員の審査結果について御報告申し上げます。

平成19年度海津市一般会計、12の特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用について御報告申し上げます。

去る9月30日から10月2日にかけて、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成19年度海津市一般会計決算、平成19年度海津市海津苑運営特別会計決算、平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算、平成19年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算、平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成19年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成19年度海津市老人保健特別会計決算、平成19年度海津市介護保険特別会計決算、平成19年度海津市下水道事業特別会計決算、平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成19年度海津市羽沢財産区会計決算の13会計及び平成19年度海津市土地開発基金の運用状況は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしましたので、ごらんいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、審査結果の報告といたします。

○議長（服部 寿君） 監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第5号 平成19年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可いたし

ます。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 平成19年度海津市海津苑運営特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 平成19年度海津市南濃温泉水晶の湯運営特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 平成19年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 平成19年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[「ございません」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第10号 平成19年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第11号 平成19年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第12号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

[発言する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第13号 平成19年度海津市老人保健特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第14号 平成19年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第15号 平成19年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第16号 平成19年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第17号 平成19年度海津市羽沢財産区会計決算の認定についての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号から認定第17号までの13議案について、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第17号までの13議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたします。

指名する決算特別委員を議会事務局長から発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（後藤昌司君） それでは、6名の決算特別委員を議席順に発表いたします。

山田武議員、堀田みつ子議員、飯田洋議員、浅井まゆみ議員、藤田敏彦議員、赤尾俊春議員、以上でございます。

○議長（服部 寿君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任

することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきましては、12月18日までに審査を終了し、議長に報告を願います。

それから、閉会中に議長において決定した議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣決定一覧表をもって報告にかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、それぞれ派遣議員より報告書が提出されましたこともあわせて報告いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。大変御苦労さまでございました。

（午後1時10分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年12月9日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

